

VII 外国人技能実習生受入れに際しての注意点

- 1 技能実習生には労働関係法令が適用されます。
- 2 労働保険・社会保険などの加入が義務付けられています。

VIII 事業運営費（受入企業にかかる経費）

外国人技能実習生を受入れる場合は、次のような運営事業費が発生します。

- 1 一時的な経費（入国、出国のための渡航運賃、入国直後の集合講習費、実習生総合保険料など）
- 2 集合講習期間中の経費（1ヶ月を予定）（講習手当、宿舍・水道光熱費、生活備品など）
- 3 実習期間中の経費（実習生賃金、社会・労働保険料、実習に関わる国内交通費など）
- 4 監理団体監理費及び送出機関管理費
- 5 JITCO賛助会費等

ご利用の際には組合加入の手続きが必要です。	
出資金（加入時）	10,000円
組合費（入会時）	10,000円

※出資金は退会時に返却致します。



会社名	TOA協同組合
本社	〒564-0051
	大阪府吹田市豊津町 9-15 日本興業ビル 803
TEL	06-6155-4114
FAX	06-6155-4115
設立	2020年12月22日
出資金	200万円
代表理事	ゲンチンハン
許可番号	許2108000023
事業内容	<ol style="list-style-type: none">1. 組合員のためにする海外進出、海外事業支援事業2. 組合員の必要とする事務機器、消耗品及び資材の共同購買事業3. 組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業及び外国人技能実習生共同受入に関わる職業紹介事業4. 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上また組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報提供5. 組合員の福利厚生に関する事業6. 各事業に付随する事業

事業案内

協同組合

TOA協同組合

初めに

外国人技能実習制度は、中小企業等組合法に準拠し、我が国の優秀な技術、知識を習得させ、帰国後の産業、経済の発展に資する人材育成を目的に設立された制度です。

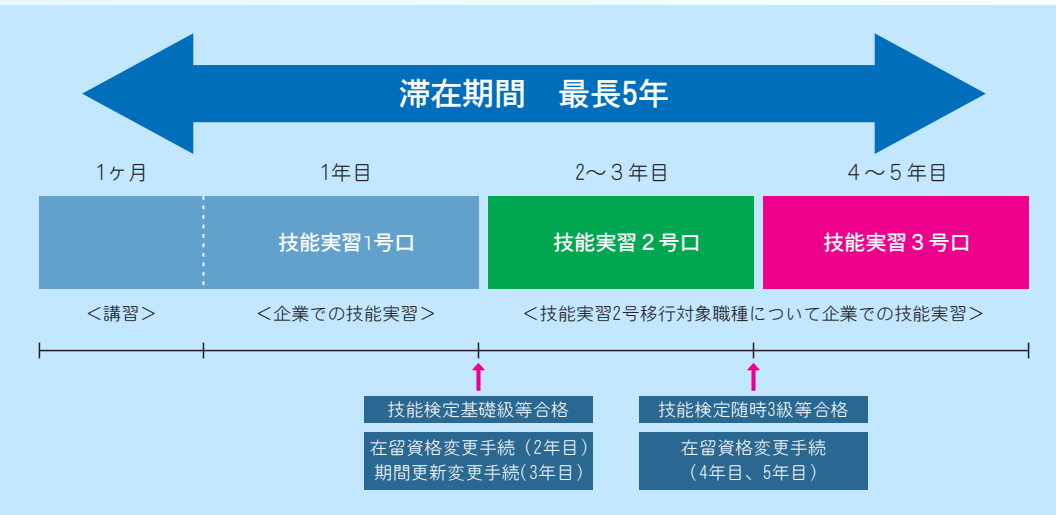
当組合では、優秀な技能実習生をご紹介するとともに、企業様と連絡を密にし、送出国（相手国）とも連携をとりながら、不要なトラブルを招かないようにしっかりサポートできる体制を整えております。

I 技能実習生の要件

- 1 18歳以上で技能実習対象となる職種で現在、働いていること。
- 2 技能実習期間終了後、母国にて復職保証されていること。
- 3 技能実習制度の意義を理解し、実習意欲の高いこと。
- 4 母国の政府機関または地方公共団体から、技能実習参加に係る推薦を得られる者。
- 5 入国前に事前講習を十分実施していること。
- 6 中学校またはそれ以上の学校を卒業していること。
- 7 健康で、治療の必要な持病等を有していないこと。
- 8 技能実習を受けるに足る日本語能力を持つと認められる者。
- 9 単純作業ではない職種であること。



II 技能実習生制度



技能実習1号（1年目） 知識の習得と雇用契約に基づく技能習得活動を行います。

技能実習2号（2、3年目） 技能を修得した者が引き続き技能に習熟するために雇用契約に基づいて業務に従事します。

技能実習3号（4、5年目） 一定の基準を満たした優良企業において、更なる技術の向上を目的とし、雇用契約に基づいて業務に従事します。

III 講習について

1. 講習内容

- ・日本語学習
- ・日本での生活一般に関する知識
- ・出入国又は労働に関する法令の規定に違反していないことを知った時の対応方法
- ・その他技能実習生の法的保護に必要な情報
- ・日本での円滑な技能等の修得等に資する知識
- ・安全管理（消防訓練、交通安全、職場における労働安全）

2. 講習期間

- ・1号技能実習の総労働時間の12分の1以上（2080時間÷12ヶ月= 174時間）

3. 講習場所

- ・当組合の講習施設にて実施します。
- ※講習期間中は講習手当ての支払いが必要となります。

外国人技能実習生受入可能人数

常勤職員数	受入可能人数
30人以下	3人
31人以上40人以下	4人
41人以上50人以下	5人
51人以上100人以下	6人
101人以上200人以下	10人
201人以上300人以下	15人
301人以上	常勤職員の20分の1

常勤職員の20分の1

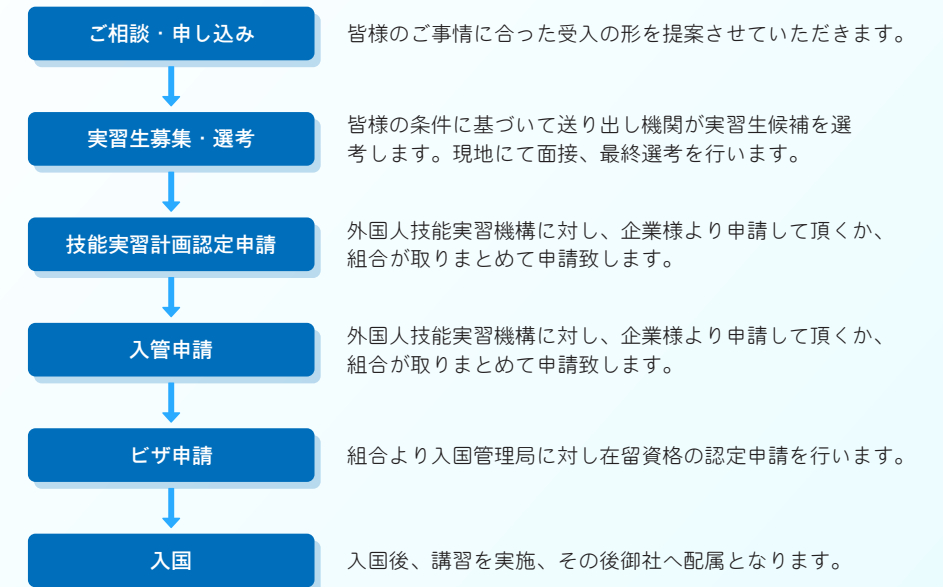
1年目(3名)

2年目(6名)

3年目(9名)

- ★ 3年目で9名在籍、以降毎年9名体制となります（※毎年3名ずつ受入れた場合）
- ★ 優良企業においては、受入可能人数は2倍となります。

IV 受入までの流れ



外国人技能実習生を受入れた企業・事業主の皆様の為に以下の業務を実施しています。

V 組合の支援体制

1. 技能実習生への教育・指導
 - ・日本語の講習カリキュラム作成
 - ・日本語指導テキストの提供
 - ・日本語講師の派遣
 - ・巡回訪問による技能実習指導
2. 技能実習生のための相談窓口あり
3. 技能実習生のケガ、病気などへの緊急対応
4. 講習の企画運営、会場提供
5. 技能実習生の入国手続きに関する相談援助
6. 技能実習生への労務対応アドバイス
7. 社会研修の企画運営、同行協力など



VI 外国人技能実習生受入れ要件

- 1 実施しようとする作業が単純反復作業でないこと。
- 2 宿泊施設を確保していること（広さは6畳に2人程度（4.5㎡以上/人））
※生活必需品の準備（洗濯機・冷蔵庫・家具・寝具・炊飯器等…）
- 3 技能実習施設を確保していること。
- 4 技能実習指導員がいること（常勤職員で5年以上の経験者）
- 5 生活指導員をおくこと。
- 6 労災保険などの保険措置を講じていること。